

## 多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議設置要綱

### (目的)

第1条 首都圏を南北に縦断する多摩・三浦丘陵を中心として形成される一塊の緑地群の広域的な緑のネットワーク化を図るため、生物多様性の保全、都市農業の保全、樹林地の保全、河川や海浜、水源地との関わりなどの観点から、相互の課題を認識し、丘陵保全に必要な諸施策をより広域的かつ効果的に検討することを目的に、多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議（以下「広域連携会議」という）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 広域連携会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 各自治体の自然環境資源の保全・再生に関する取り組みを活用した広域的な連携方策の検討及び実践に関すること。
- (2) 前号に関する情報の交換
- (3) 具体的実行プログラムの内容・体制の検討
- (4) その他広域連携会議の目的を達成するために必要な事項

### (構成員)

第3条 広域連携会議は、別表1に掲げる学識経験者及び自治体担当課長をもって構成する。

### (座長)

第4条 広域連携会議に座長を置き、座長は学識経験者をもって充てる。

### (オブザーバー)

第5条 広域連携会議は、広域的な取組についての意見を求めるため、別表2に掲げる都県職員をオブザーバーとして招聘する。

### (ワーキングの設置)

第6条 所掌事項の調査・検討等を行うため、別表3に掲げる自治体担当職員で構成するワーキングを設置する。

### (事務局)

第7条 広域連携会議及びワーキングの事務局は、川崎市建設緑政局緑政部みどりの協働推進課に置く。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は事務局が構成員に諮って定める。

附 則 この要綱は、平成18年9月5日から施行する。

附 則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成29年2月10日から施行する。

別表第1(第3条関係)

構 成 員
座長
八王子市
日野市
多摩市
稲城市
町田市
相模原市
川崎市
横浜市
鎌倉市
逗子市
葉山町
横須賀市
三浦市

別表第2(第5条関係)

オブザーバー
東京都
神奈川県

別表第3(第6条関係)

ワーキング
八王子市
日野市
多摩市
稲城市
町田市
相模原市
川崎市
横浜市
鎌倉市
逗子市
葉山町
横須賀市
三浦市